

【仮訳】

IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.14

勧告文書

放射性物質及び関連施設に関する  
核セキュリティ勧告

原文：国際原子力機関

2012年 6月  
内閣府  
政策統括官  
(科学技術政策・イノベーション担当)  
原子力政策担当室

## 注意

### A. 非売品

B. 本図書は「Nuclear Security Recommendations on Radioactive Material and Associated Facilities」© IAEA(2011)の翻訳である。本翻訳は、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）原子力政策担当室により作成されたものである。本文書の正式版は、国際原子力機関又はその正規代理人により配布された英語版である。国際原子力機関は、本翻訳及び発行物に係る正確さ、品質、正当性又は仕上がりに関して何らの保障もせず、責任を持つものではない。また、本図書の利用から直接的に又は間接的に生じるいかなる損失又は損害、結果的に発生しうること等のいかなることに對しても何らの責任を負うものではない。

C. 著作権に関する注意：本刊行物に含まれる情報の複製又は翻訳の許可に関しては、オーストリア国ウィーン市A-1400 ヴァグラマー通5番地（私書箱100）を所在地とする国際原子力機関に書面連絡を要する。

## *Disclaimer*

A: “NOT FOR SALE”

B:

1. “This is a translation of Nuclear Security Recommendations on Radioactive Material and Associated Facilities © IAEA (2011) This translation has been prepared by Bureau of Science, Technology and Innovation Policy at Cabinet Office of Japan. The authentic version of this material is the English language version distributed by the IAEA or on behalf of the IAEA by duly authorized persons. The IAEA makes no warranty and assumes no responsibility for the accuracy or quality or authenticity or workmanship of this translation and its publication and accepts no liability for any loss or damage, consequential or otherwise, arising directly or indirectly from the use of this translation.”

C:

“COPYRIGHT NOTICE: Permission to reproduce or translate the information contained in this publication may be obtained by writing to the International Atomic Energy Agency, Vienna International Centre, P. O. Box 100, 1400 Vienna, Austria”.

## 本邦訳版発行に当たっての注記事項

### 1. 全般

- (1) 本邦訳は、国際原子力機関（IAEA）で策定する IAEA 核セキュリティシリーズ文書の利用者の理解促進、知見活用のため、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）原子力政策担当室（以下、「原子力政策担当室」という）が IAEA との契約行為に基づき発行するものである。
- (2) 翻訳文については、(1) 項に示すとおり利用者の理解促進、IAEA 核セキュリティシリーズ文書の知見活用を目的としていることから、文法的な厳密さを追求することで難解な訳文となるものは、わかり易さを優先して、本来の意味を誤解することのない範囲での意識を行っている箇所もある。
- (3) 本邦訳版は、原子力委員会のウェブサイトで公開されるが、公開後、誤記等の修正があった場合には、正誤表と合わせてウェブサイトにて改訂版を公開するものとする。

### 2. 責任

- (1) 本邦訳版は原子力政策担当室により作成されたものであるが、IAEA 又はその正規代理人により配布された英語版（下記リンク先参照）を正式版とするものである。IAEA 核セキュリティシリーズ文書の原文の内容については、原子力政策担当室は一切の責任を負うものではない。  
(<http://www-pub.iaea.org/books/IAEABooks/Series/127/IAEA-Nuclear-Security-Series>)
- (2) 原子力政策担当室は本図書の翻訳の完全性、正確性を期するものではあるが、これを保障するものではなく、また本図書の利用から直接又は間接的に生じる、いかなる損失又は損害、結果的に発生しうること等のいかなることに対しても何らの責任を負うものではない。

内閣府 政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当） 原子力政策担当室

## IAEA 核セキュリティ・シリーズ

核物質及びその他の放射性物質及びそれらの関連施設に係る盗取、妨害破壊行為、無許可立入及び不法移転又はその他の悪意のある行為に対する、防止、検知及び対応に関係した核セキュリティの問題は、**IAEA 核セキュリティ・シリーズの文書**で取扱われる。これらの文書は、改正された「核物質の防護に関する条約」、「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」、「国連安全保障理事会決議 1373 号」、及び「1540 号」、並びに核テロリズムの行為の防止に関する国際条約のような核セキュリティに関する国際文書と整合が取れており、かつこれらを補完するものである。

### IAEA 核セキュリティ・シリーズの区分

IAEA 核セキュリティ・シリーズは、次の区分に応じて出版される。:

- **核セキュリティ基本文書**は、核セキュリティの目的、概念及び原則を含み、セキュリティ勧告の基礎となる。
- **勧告文書**は、核セキュリティ基本文書を適用しようとする加盟国が採用すべきベストプラクティスを示している。
- **実施指針**は、広範囲な領域において勧告をさらに詳細化したもので、その実施に必要な方法を提示している。
- **技術手引き**は、次の文書を含んでいる。**参照用マニュアル**は、特定の分野又は活動について実施指針をどのように適用するかについての詳細な方法及び/又は手引きを示している。**訓練ガイド**は、核セキュリティ分野における IAEA トレーニングコースの講義要綱及び/又はマニュアルをカバーしている。**サービスガイド**は、IAEA の核セキュリティ顧問派遣団の実施及び範囲に関して手引きを提供する。

### 起草及びレビュー

国際的な専門家が、これらの文書の起草に際して IAEA 事務局の文書作成を支援する。核セキュリティ基本文書、勧告文書及び実施指針に対しては、関心のある加盟国及び関係する国際機関に草案文書をレビューする適切な機会を提供するために、参加制限のない技術会合が、IAEA によって開催される。さらに、国際的なレビュー及びコンセンサスを高いレベルで確保するために、IAEA 事務局は、公式なレビューができるように 120 日間すべての加盟国に草案の文書を提示する。これは、文書が出版される前に十分に意見表明する機会を加盟国に与えるものである。

技術手引きの文書は、国際的な専門家と緊密に協議して作成される。技術会合は必須ではないが、必要であれば、幅広く意見を求めるために開催されることもある。

IAEA 核セキュリティ・シリーズの文書の作成とレビューの過程では、秘密保持に配慮するとともに、核セキュリティが全般的及び特定の国家的セキュリティの問題と不可分にリンクしていることが認識されている。関連する IAEA の安全基準と保障措置活動は、文書の技術的内容中で勘案すべきということが根底として配慮されている。

IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.14

# 放射性物質及び関連施設に関する 核セキュリティ勧告

勧告文書

国際原子力機関  
ウィーン、2011年

## 著作権情報

すべての IAEA の科学技術関連文書は、1952 年(ベルン)で締結され、1972 年(パリ)で改訂された万国著作権条約の条文によって保護される。著作権はその後、電子的及び仮想的な知的財産を含めるように世界知的所有権機関(ジュネーブ)によって拡張された。印刷物及び電子的形態の IAEA 文書に含まれる文書の全部又は一部分を使用するためには許可を得なければならない、通常、著作権使用契約が必要である。非営利的な複製及び翻訳の提案は、歓迎され、ケースバイケースで検討される。問い合わせは次の IAEA 出版課で受け付ける。

販売促進部、出版課  
国際原子力機関  
ウィーン国際センター  
私書箱 100  
1400、ウィーン(オーストリア)  
ファックス: +43 1 2600 29302  
電話番号: +43 1 2600 22417  
電子メール: [sales.publications@iaea.org](mailto:sales.publications@iaea.org)  
<http://www.iaea.org/books>

© IAEA、2011  
オーストリアで IAEA によって印刷された  
2011 年 1 月  
STI/PUB/1487

## 序文

核物質又はその他の放射性物質が悪意のある目的で使用される可能性は、今日の国際情勢においては排除することができない。国々は、当該物質の防護及び管理を強化し、かつ核セキュリティ事案に効果的に対応する全体的な責務を果たすことにより、このリスクに対応してきた。(加盟)国は、既存の法的枠組みを強化して世界の核セキュリティを向上させる新しい国際的な法的文書を作成することに合意した。核セキュリティは、原子力技術の管理面及び核物質又はその他の放射性物質が使用又は輸送される場合において必須のものである。

IAEA は核セキュリティ計画を通じて、効果的な核セキュリティ体制を確立、維持、継続させるために加盟国を支援している。IAEA は、核セキュリティに包括的な手法を採用してきた。これは、効果的な国の核セキュリティ体制が国際的な法的枠組みの実施、情報の防護、物理的防護、計量及び管理、当該物質の不正取引の検知と対応、及び国内の対応計画、及び危機管理対策の上に成り立つことを認識したものである。IAEA は、核セキュリティ・シリーズにおいて、加盟国が整合性のある総合された方法で当該体制を実践し継続するように支援することを目的としている。

IAEA 核セキュリティ・シリーズは、加盟国の核セキュリティ体制の目的及び不可欠な要素を含んでいる核セキュリティ基本文書、勧告文書、実施指針及び技術手引きから構成される。

各国は、核セキュリティに対する完全な責任を果たさなければならない。具体的には、核物質、その他の放射性物質、並びに、関連施設及び関連活動のセキュリティを提供すること、使用、貯蔵、又は輸送中の当該物質のセキュリティを確実にすること、当該物質の不正取引及び不用意な移転に対応すること、及び核セキュリティ事案に対応する準備がなされていること、である。

本文書は、放射性物質、関連施設及び関連活動の核セキュリティに関する勧告レベルの文書である。本書は、国の経験及び慣習、核セキュリティの分野の文書、並びに核セキュリティに関係する国際文書に基づいている。これらの勧告は、国及び所管当局が考慮すべき事項として提供される。

IAEA 核セキュリティ・シリーズ中のこの文書の作成は、加盟国からの多くの専門家の貢献によって可能となった。すべての加盟国との広範囲な協議プロセスは、2010年2月の最初のウィーンでの参加制限のない技術会合を含んでいる。その後、草案はさらにコメントと提案を求めるために120日間に渡ってすべての加盟国へ配布された。2010年9月の最終の参加制限のない技術会合において、加盟国から受け取られたコメントがレビューされ、この文書の最終版に関するコンセンサスが得られた。

## 編集上の注記

本報告書は、責任、合法・非合法は別にして、いかなる人的側面に係る行為又は不作為にかかわる問題を扱っていない。

本文書に含まれる情報の正確性を維持するために大いなる注意が向けられたものの、IAEA 又は加盟国のいずれも、本文書の利用に伴ういかなる責任又は影響責任を負わない。

国又は地域の具体的な指示を使用する箇所は、当該国又は地域の当局と制度の、又は、当該国又は地域の境界の画定の法的地位に関して出版者、すなわち IAEA の判断を含意するものではない。

具体的な会社又は製品の名称への言及（登録されたものとして表示されるか否かを問わず）は、所有権を侵害する何らの意図も含意するものではなく、また、これを IAEA による是認又は勧告と解すべきではない。



## 目次

1. はじめに.....	1
背景(1.1-1.9).....	1
目的(1.10-1.12).....	2
範囲(1.13-1.21).....	2
構成(1.22-1.25).....	3
2. 放射性物質、関連施設及び関連活動に対する国の核セキュリティ体制の目的(2.1-2.4).....	5
3. 放射性物質、関連施設及び関連活動に対する国の核セキュリティ体制の要素.....	6
国の責任(3.1).....	6
核セキュリティ責任の割当て(3.2-3.3).....	6
立法上及び規制上の枠組み.....	6
国(3.4-3.10).....	6
規制当局(3.11-3.12).....	7
事業者、荷送人及び/又は運搬人(3.13).....	8
国際協力及び支援(3.14-3.16).....	8
脅威の同定及び評価(3.17-3.18).....	9
リスクに基づいた核セキュリティシステム及び措置.....	9
リスク管理(3.19-3.24).....	9
安全システムとのインターフェース(3.25-3.28).....	10
核セキュリティ体制の継続(3.29-3.32).....	10
核セキュリティ事案への計画及び準備、並びに、対応(3.33).....	11
放射性物質の輸入及び輸出(3.34).....	11
核セキュリティ事案の検知(3.35).....	11
4. 放射性物質、関連施設及び関連活動に対するセキュリティ勧告.....	12
一般的な勧告(4.1).....	12
脅威評価(4.2).....	12
等級別手法(4.3).....	12
区分分け(4.4-4.5).....	12
規制上の手法(4.6-4.7).....	13
使用及び貯蔵中の放射性物質のセキュリティの勧告(4.8-4.9).....	13
セキュリティシステム(4.10-4.15).....	14
セキュリティ管理(4.16-4.25).....	15
輸送中の放射性物質のセキュリティ勧告(4.26-4.38).....	17
定義.....	20
参考文献.....	23

# 1. はじめに

## 背景

1.1. IAEA は、核セキュリティ計画を確立し、かつその国の核セキュリティ体制<sup>1</sup>を確立、実施、維持する際に、国が用いることができる勧告及び手引きを提供するための核セキュリティに関する文書のシリーズを策定した。

1.2. IAEA 核セキュリティ・シリーズの枠組みは、核セキュリティ基本文書、勧告文書、実施指針及び技術手引きの 4 層からなる文書から構成される。

1.3. 単一の最上位の文書 — 核セキュリティ基本文書 — は、核セキュリティ<sup>2</sup>の目的及び不可欠な要素を含んでおり、セキュリティ勧告のための基礎を提供する。

1.4. 一連の第 2 層の勧告は、核セキュリティの不可欠な要素をさらに詳しく述べ、これらの不可欠な要素を適用する際に、国が何を行わなければならないかについての国際的なコンセンサスを示す。

1.5. 第 3 及び第 4 層 — 実施指針及び技術手引き — は、適切な措置を用いる勧告を実施することに関するさらに詳細な情報を提供する。

1.6. この文書は、以下の核セキュリティ勧告文書に対して補完的なものであり、整合性のあるものである。

- 「核物質及び原子力施設の物理的防護」 (また INFCIRC/225/Rev.5 でもある) [1]
- 「規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質」 [2]。

包括的な国の核セキュリティ体制を確立するために、3 つの文書すべてに含まれる勧告が実施されるべきである。

1.7. この文書は、放射性物質、関連施設及び関連活動のセキュリティについての勧告レベルの文書である。

1.8. 放射性物質は、種々様々の有益な目的のために、例えば、工業、医療、研究、農業及び教育といった世界の至る所で使用される。セキュリティ措置は、放射線障害を引き起こす悪意のある行為について当該物質の取得を防ぐために必要であり、従って、措置により当該悪影響から個人、社会及び環境を防護すべきである。

---

<sup>1</sup> 文書中のイタリック体の用語は、定義に関する章で定義される用語を表わす。

<sup>2</sup> 核セキュリティは、核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動に関わる又は向けられた犯罪行為又は意図的な不法行為の防止、検知及び対応に焦点を当てている。核セキュリティに関して悪影響を有するとして国によって決定されたその他の行為は、適切に扱われるべきである。

1.9. 現在の文書は、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」[4]、並びに、「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」[5]及び補足文書である「放射線源の輸出入に関する手引き」[6]のような、放射性物質、関連施設及び関連活動のセキュリティに関連する国際文書[3] について有するすべての義務及び約束を含めて、包括的な核セキュリティ体制を国が実施するのを支援するであろう。

## 目的

1.10. 本文書の目的は、放射性物質、関連施設及び関連活動についての核セキュリティ体制を策定又は強化、実施及び維持する方法について、国及び所管当局に手引きを提供することである。これは、当該物質に関わる悪意のある行為の可能性を低減するために、放射性物質、関連施設及び関連活動のセキュリティに取り組む立法上及び規制上の枠組みを実施する彼らの能力の確立又は改善を通じて達成される。

1.11. 本文書は、放射性物質のセキュリティの一貫したレベルを確実にし、かつ、社会的利益のために放射性物質の利用を過度に制限せずに、許認可を受けた者によって安全に使用されることを依然として可能にする一方、放射性物質を厳重に管理することとの間でバランスしていることを確実にするための一連の勧告を提供する。これは放射性物質が世界の医療、製造、研究及び品質管理産業において不可欠なツールであるからである。

1.12. これらの勧告は、国と所管当局による検討のために提供されるが、国にとって義務的ではなく、また国の主権を侵害するものではない。

## 範囲

1.13. 本文書は、有害な放射線影響を引き起こすことを意図した又は起こし得る悪意のある行為を防止するために、放射性物質、関連施設及び関連活動のセキュリティに適用する。当該放射性物質には、核物質(後述されるように)、密封線源、非密封の放射性物質及び放射性廃棄物を含む。

1.14. 本文書は、そのライフサイクル（製造、供給、受取、所有、貯蔵、使用、移転、輸入、輸出、輸送、維持、及び再利用又は廃棄）の全体にわたる放射性物質のセキュリティを対象とする。本文書は、(以下で議論されるように)核物質を含む、放射性物質の不法移転、及びその他の放射性物質、関連施設又は関連活動の妨害破壊行為に対して防護すべき核セキュリティ体制の確立のための勧告を提供する。

1.15. 核物質の不法移転<sup>3</sup>の目的は、核爆発装置の製造に使用するため又は有害な放射線影響を引き起こすその後の被ばく又はばら撒きのためであるかもしれない。本文書は、

---

<sup>3</sup> IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.13[1]に定義される核物質の防護のレベルは、核爆発装置の製造での使用に潜在的に適している核物質の区分に基づき、被ばく又はその後の廃棄についてのその他方法による放射線影響には基づいていない。従って、核物質が、不法移転及びその後の被ばく又はばら撒きに対する潜在的な標的であるという範囲で、その防護は本文書で取り扱われる。

潜在的に考えられる移転後のサイト外での被ばく又はばら撒きについての不法移転に対する核物質の防護について適用する。核爆発装置に使用される核物質の不法移転に対する物理的防護、及び妨害破壊行為に対する原子力施設の物理的防護は、IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.13「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)」[1]で取り扱われる。

1.16. 核爆発装置で使用されるため及びその後の被ばく又はばら撒きのための不法移転の両方についての潜在的標的となる可能性のある核物質を収容する施設のためのセキュリティは、この文書中の勧告、並びに IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.13[1]の両方を考慮すべきである。これらの場合には、より厳格な勧告及びセキュリティ措置が適用されるべきである。

1.17. 核物質及びその他の放射性物質が共存する施設では、両方に対する防護要件が、セキュリティの適切なレベルを達成するために整合しかつ矛盾のない方法で考慮され実施されるべきである。

1.18. 放射性物質を収納する施設は、過酷な非放射線影響を有する可能性のある他の危険物を収納しているかもしれない。本文書は当該物質を取り扱わない。

1.19. 本文書中でなされる勧告はすべての場合に付加的であり、放射性物質、関連施設及び関連活動の安全又は放射線防護目的のために確立されたその他の要件及び勧告に取って代わるものではない。本文書は、放射性物質の安全とセキュリティ間のインターフェースに関する情報を提供する。特定の安全要件は、IAEA 安全基準に含まれる。

1.20. 規制上の管理を外れた放射性物質は、勧告レベルの文書である、「規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告(IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.15)」[2]で取り扱われる。当該文書は、国の規則に従って、所管当局(例えば、規制当局又は法執行機関)への紛失、行方不明又は盗取された放射性物質の報告後の物質を発見及び回収するために取られる活動を含んでいる。

1.21. 本文書は、民生用の目的のために使用される放射性物質、関連施設及び関連活動のセキュリティでの使用を意図している。国は、その他の目的に本文書の使用を拡張するか否かを決定することができる。

## 構成

1.22. 第2章は、放射性物質、関連施設及び関連活動に対する国の核セキュリティ体制の目的について提供する。

1.23. 第3章は、放射性物質、関連施設及び関連活動に対する、国の核セキュリティ体制、並びに国、規制当局、及び事業者、荷送人及び/又は運搬人の役割及び責任を統括すべき管理原則としてのこの不可欠な要素を適用する。

1.24. 第4章は、*放射性物質、関連施設及び関連活動*に関連するセキュリティの勧告を提供する。本章は、さらに、第3章と整合して、*規制当局が事業者*に実施することを要求すべきセキュリティ措置の勧告に対する不可欠な要素を適用する。

1.25. 本文中のイタリック体の用語は、定義の章で定義されている。

## 2. 放射性物質、関連施設及び関連活動に対する国の核セキュリティ体制の目的

2.1. 国の核セキュリティ体制の全体的な目的は、受容できない放射線影響を引き起こす可能性のある核物質又はその他の放射性物質が関与する悪意のある行為から人、財産、社会及び環境を防護することである。放射性物質、関連施設及び関連活動の核セキュリティ体制の目的は、以下であるべきである。

- 関連施設及び関連活動で使用される放射性物質の不法移転に対する防護
- その他の放射性物質、関連施設及び関連活動への妨害破壊行為に対する防護
- 紛失、行方不明又は盗取された放射性物質を適切に発見、回収するため及び規制上の管理を再確立するための迅速かつ包括的な措置の実施を確実にすること

3番目の目的は、主として、IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.15「規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告」[2]で取り扱われる規制上の管理を外れた放射性物質に関係する。

2.2. これらの目的は、潜在的な悪意のある行為を抑止、検知、遅延及び対応するため、並びに、放射性物質、関連施設及び関連活動のセキュリティ管理に備えるためのセキュリティ措置によって実現される。

2.3. これらのセキュリティ措置は、悪意のある行為での利用から派生する類似の潜在的な放射線影響に帰着する可能性のある物質には、類似のセキュリティが提供されるように、リスク情報に基づいた等級別手法に基づくべきである。それらはまた、深層防護の概念を使用すべきである。

2.4. 放射性物質を使用する社会の利益を認識して、核セキュリティ体制は、これらの有益な活動の実施を過度に制限することなしに、放射性物質を厳重に管理することとの間でのバランスを達成するように努力すべきである。

### 3. 放射性物質、関連施設及び関連活動に対する国の核セキュリティ体制の要素

#### 国の責任

3.1. 国内の核セキュリティ体制の確立、実施及び維持に対する責任は、完全にその国にある。

#### 核セキュリティ責任の割当て

3.2. 国は、規制当局、法執行機関、税関及び国境管理、情報及びセキュリティ機関、保健機関などを含む可能性があることに留意しつつ、所管当局に対する核セキュリティ責任を明確に規定し割当てすべきである。国の核セキュリティ体制内の責任の適切な統合及び調整に対する準備が行なわれるべきである。責任及び情報連絡の明確なラインが、所管当局間で確立され記録に残されるべきである。

3.3. 国は、所管当局間の有効な全体的な協力及び適切な情報共有を確実にすべきである。これは、国の規則に従って(防護対象となる脅威に関する情報及びその他の有用な情報のような)関連する情報の共有を含んでいるべきである。

#### 立法上及び規制上の枠組み

#### 国

3.4. 国は、放射性物質、関連施設及び関連活動の核セキュリティを規制する効果的な国の立法上及び規制上の枠組みを確立、実施及び維持すべきである、

- 受容できない放射線影響を引き起こす可能性のある放射性物質が関与する悪意のある行為のリスクを考慮すること。
- 核セキュリティ体制に従う放射性物質、関連施設及び関連活動を現存する放射性物質の核種及び量によって定義すること。
- 独立した規制当局を含む関連する組織主体へ政府の責任を規定し割り当てること。
- 放射性物質のセキュリティ措置の実施及び維持について事業者、荷送人及び又は運搬人に第1の責任を置くこと。
- 放射性物質、関連施設及び関連活動の許認可プロセスを確立すること。必要に応じて、安全又は放射線防護のために定義されたものの中に放射性物質のセキュリティに関する許認可プロセスを統合することができる。
- セキュリティ要件について検査プロセスを確立すること。

- 立法上及び規制上の枠組みの下で確立されたセキュリティ要件への不適合についての執行プロセスを確立すること。
- 放射性物質の不法移転及び関連施設及び関連活動の妨害破壊行為に対する制裁措置を確立すること。
- 放射性物質のセキュリティと安全の間のインターフェースを考慮に入れること。

3.5. 国は、放射性物質のライフサイクル全体を通して、その核セキュリティ体制の適切な実施を確立し確実にするため、立法上及び規制上の枠組み内で適切なステップを取るべきである。

3.6. 国は、核セキュリティ体制の確立、実施及び維持のため、明確に定められた法的地位及び事業者、荷送人及び/又は運搬人からの独立性を有し、彼らが彼らの責任及び機能を効果的に実施することを可能にする法的な権限を有する規制当局を含む、一つ以上の所管当局を指定すべきである。

3.7. 国は、規制当局及びその他の所管当局が彼らに割り当てられた核セキュリティ責任を満たすための必要な権限、能力及び財源及び人的資源を適切に提供されることを確実にすべきである。

3.8. 国は、情報が開示された場合に放射性物質、関連施設及び関連活動のセキュリティを危険にさらす可能性のある、特定の又は詳細な情報の適切な防護を確実にするために国の慣行に従って要件を確立すべきである。

3.9. 国は、国の慣行と整合して、機微情報、又は、必要に応じて、放射性物質、関連施設及び関連活動への許可されたアクセス権を有する者の個人の信頼性を確実にする措置が採られていることを確実にすべきである。

3.10. 国は、国によって定義されるしきい値を超える放射性物質の国の登録簿を確立、策定及び維持すべきである。この国の登録簿は、最低限として、「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」[5]に記述される、区分1及び2の放射性密封線源を含むべきである。その他の放射性物質は、必要に応じて、この登録簿に含めることができる。

### **規制当局**

3.11. 規制当局は、立法上及び規制上の枠組みを実施し、核セキュリティ規則に従っている場合にのみ、活動を許可すべきである。要求される場合、4.20.項及び4.21.項で規定されるセキュリティ計画は、許可証の発行のための決定に際して規制当局によって用いることができる。

3.12. 規制当局は、定期的検査及び必要な場合、是正措置が取られることを確実にすることを通じて、明確に、核セキュリティ規則及び関連する認可条件への継続的な遵守を確認すべきである。事業者、荷送人及び/又は運搬人によって実施されたセキュリティ措置



の検査は、放射線防護及び安全のような、その他の規制要件への適合を確認するための検査とともに実施することができるかもしれない。セキュリティ計画は、これらの活動のために規制当局によって参照されることができる。

### 事業者、荷送人及び/又は運搬人

3.13. 立法上及び規制上の枠組みは、事業者、荷送人及び/又は運搬人に以下のことを要求すべきである。

- 国及び規制当局によって確立された、すべての適用可能な規則及び要件に従うこと。
- 国及び規制当局によって確立された要件に従ったセキュリティ措置を実施すること。
- 以下のことを提供する品質管理計画を確立すること。
  - 核セキュリティに関係する指定された要件が満たされるという保証
  - 核セキュリティシステムの構成要素がその作業に十分な品質であるという保証
  - セキュリティ措置の全体的な有効性をレビューし評価するための品質管理メカニズム及び手続き
- 国の慣行に従って、放射性物質、関連施設及び関連活動に関わるすべての核セキュリティ事案を、規制当局及び/又はその他の所管当局に報告すること。
- 核セキュリティ事案の場合には、すべての関係する所管当局と協力し支援すること。

### 国際協力及び支援

3.14. 国は、直接に又は関連する国際機関のいずれかを通じて、核セキュリティ技術及び慣行について協力し、相談し、かつ情報を交換するように奨励される。

3.15. 関係する国は、その国内の法律に従って、当該要請のあった国に対して放射性物質の発見及び回収において、実現可能な範囲で最大限の、協力及び支援を提供すべきである。

3.16. 核セキュリティ事案について報告する目的で、国は、その国の法律に従って、関連する地域データベース及び国際データベース、並びに、国際活動に参加することを可能とする適切な取決めを確立することを考慮すべきである。1例として、IAEAの不正取引データベース(ITDB)がある。その他の二国間及び多国間の支援取決めについても考慮すべきである。

## 脅威の同定及び評価

3.17. 国は、放射性物質、関連施設及び関連活動に対するその国の脅威を評価すべきである。国は定期的にその国の脅威をレビューし、その核セキュリティ体制の設計又は更新について、脅威のいかなる変化の意味合いを評価すべきである。

3.18. 規制当局は、放射性物質に対するセキュリティ要件を決定し、定期的にそれらの妥当性を評価するための共通の根拠として、脅威評価の結果を用いるべきである。規制当局は、放射性物質が関与する現在の及び予測可能な脅威について、国の他の当局からの情報にアクセスすべきである。

## リスクに基づいた核セキュリティシステム及び措置

### リスク管理

3.19. 国は、悪意のある行為のリスクを受容可能なレベルまで低減するため、体系的なリスク管理に従うべきである。国は、潜在的な脅威、及び悪意のある行為の潜在的影響及び可能性を評価すべきであり、次に、脅威に取り組むために効率的かつ効果的なセキュリティ措置を提供する立法上及び規制上の枠組みを策定すべきである。

3.20. 国は、リスクのいかなるレベルが受容可能か、資源の可用性、防護される資産の社会に対する有益性、及びその他の優先事項を与えて、受容可能なレベルまでリスクを低減するために、放射性物質、関連施設及び関連活動を防護するための努力のいかなるレベルが正当化されるか、を決定すべきである。必要なセキュリティ措置としては、放射線学的な安全目的のために確立されたその他の措置を利用することができる。

3.21. 規制当局は、4.6 項及び 4.7 項で議論されるように、核セキュリティ体制の目的を達成するために、規範的手法、性能基準に基づく手法又は複合した手法に基づいた規則を確立すべきである。

3.22. 国は、例えば、代替放射性核種、化学形態又は非放射性技術の利用の促進、又はより不正工作ができない装置設計の奨励によって、放射性物質、特に放射性線源に関連した核セキュリティリスクを低減する方法を考慮すべきである。

3.23. 規制当局は、放射性物質の区分分けを含むリスク管理の原則を適用する、等級別手法の使用により、要件を策定すべきである。

3.24. 規制当局は、深層防護の概念に基づいた要件を策定すべきである。放射性物質に対するセキュリティ要件は、ハードウェア(セキュリティ機器)、手続き(出入管理、フォローアップなど)及び施設設計の計画的な複合体を必要とする。

## 安全システムとのインターフェース

3.25. 安全とセキュリティの両方は、放射線の悪影響から人、社会及び環境を防護するという、共通目的を有しており、安全とセキュリティのよく調整されたアプローチが相互に有益であることを認識して、国は以下のことを確実にすべきである。

- 安全とセキュリティが放射性物質の効率的なセキュリティを確実にし、かつ特に安全とセキュリティに対する責任が異なる所管当局に割当てられている場合に、規制要件が整合していることを確実にするために、責任を有する当局の間で、協議と調整が維持されること。
- 安全とセキュリティに関する主要な決定が、継続的な方式で安全とセキュリティの専門家の参加を必要とすること。
- 安全とセキュリティのインターフェースは安全文化及び核セキュリティ文化を経営組織へ構築することによって強化されるべきであること。

3.26. 国は、立法上の枠組みの策定からセキュリティ措置の実施まで、核セキュリティ体制の全体に渡って、安全とセキュリティの間でバランスが維持されることを確実にすべきである。

3.27. 所管当局は、放射性物質、関連施設及び関連活動に対するセキュリティ措置が、安全のために確立された措置を考慮に入れ、通常時及び緊急時の両方で、互いに矛盾しないように策定されることを確実にすべきである。

3.28. 事業者と共に作業する所管当局は、核セキュリティ事案への対応中のセキュリティ措置が職員の安全に悪影響を及ぼさないことを可能な範囲で確実にすべきである。防護業務従事者は、サイト内又はサイト外に関わらず、すべての潜在的に影響を受ける者の安全を維持するようにその活動を管理すべきである。

## 核セキュリティ体制の維持

3.29. 国は、放射性物質に対する適切な核セキュリティを提供するために、その核セキュリティ体制が長期間に渡って維持されかつ効果的であることを確実にするために、人的資源及び財源を含めて必要な資源を確約すべきである。

3.30. 国は、核セキュリティ文化を普及促進すべきである。

3.31. 核セキュリティの実施に関与するすべての組織及び個人は、全組織中でのその有効な実施を確実にするのに必要なその開発及び維持に対して、放射性物質に関する核セキュリティ文化に十分な優先順位を与えるべきである。

3.32. 核セキュリティ文化の基盤は、起こり得る脅威が存在し、核セキュリティの領域が重要であり、また、個人の役割が重要であるという認識であるべきである。

### 核セキュリティ事案への計画及び準備、並びに対応

3.33. 規制当局は、事業者のセキュリティ計画が、脅威に整合する悪意のある行為に有効に対応するための措置を含むことを確実にすべきである。

### 放射性物質の輸入及び輸出

3.34. 国は、国が定義するしきい値を超える量の放射性物質の輸入又は輸出に関連した悪意のある行為の可能性を低減するために、移転に先立って輸入国及び輸出国間の調整を含む適切なステップを取るべきである。最低限として、「放射線源の輸入及び輸出に関する手引き」[6]と整合して、これらのステップは、区分1及び区分2の密封放射線源に関する要件を包含すべきである。

### 核セキュリティ事案の検知

3.35. 規制当局は、適時の対応を提供する目的で、核セキュリティ事案を検知し、かつすべての当該事案を速やかに報告するために、適切かつ有効なセキュリティ措置を有するように、事業者、荷送人及び/又は運搬人についての要件を確立すべきである。これらの要件は、IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.15「規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告」[2]中でなされるものを考慮すべきである。

## 4. 放射性物質、関連施設及び関連活動に対するセキュリティ勧告

### 一般的な勧告

4.1. 悪意のある行為を防止する目的で、セキュリティ措置は以下のように設計されるべきである。

- 悪意のある行為を抑止すること。
- 無許可の立入又は放射性物質の不法移転を検知し遅延させること。
- 適切な対応の開始を可能にし、回収又は緩和の努力を可能な限り早めに開始することができるように、すべての核セキュリティ事案を迅速に評価できるようにすること。及び
- 放射性物質へのすべての未遂の又は実際の無許可のアクセス、又は放射性物質が関与するその他の核セキュリティ事案、に対する迅速な対応を提供すること。

### 脅威評価

4.2. 使用、貯蔵及び輸送中の放射性物質及び関連施設に対する国の脅威の決定は、必要なセキュリティ措置の確立における重要なステップである。脅威評価の結果は、規制当局によって策定されるセキュリティ要件を決定するための、及び事業者、荷送人及び/又は運搬人によって実施されるセキュリティ措置を評価するための共通の根拠として使用されるべきである。

### 等級別手法

4.3. 放射性物質に対するセキュリティ要件は、脅威のレベル及び受容できない放射線影響に繋がる可能性のある悪意のある行為のための物質の相対的な不正利用価値(量、物理的及び化学的な特性、可搬性、及びその可用性及び接近容易性のような要因に基づく)の考慮を含めて、リスク管理の原則を考慮に入れて、等級別手法に基づくべきである。セキュリティ要件は、関係する放射性物質が、密封線源、非密封線源、使用されていない密封線源又は廃棄物であるか否かに係わらずに適用されるべきであり、また輸送をカバーすべきである。

### 区分分け

4.4. 区分分けシステムは、放射性物質の特定の種類及び量についてのセキュリティレベル(必要とされる防護の程度)と関連させることにより、等級別手法を実施することで確立されるべきであり、それによって、悪意のある行為がより深刻な影響に帰着するかもしれない放射性物質についてより大きなレベルの防護を確実にする。必要に応じて、区分分けシステムは、放射性物質の合算について考慮すべきである。出発点として、区分分けシステムは、「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」[5]又は「核物質(訳

者注：ここは、*放射性物質*の誤り)の安全輸送規則 (TS-R-1) [7]のような国際的な指針を考慮すべきである。

4.5. 国は、本質的にセキュリティ上の懸念を示さない*放射性物質*についてのしきい値を定義すべきであり、それは、慣行による慎重な管理によって*不法移転*と無許可立入を防止するように管理されるべきである。

### 規制上の手法

4.6. *規制当局*は、各セキュリティレベルの*核セキュリティシステム*に必要な結果を定義する目標又は目的を確立すべきである。

4.7. *規制当局*は、必要な目標及び目的を達成するために、*事業者*が従わなければならない、規制上の手法を選択すべきである。*規制当局*が用いることのできる手法には3つの選択肢がある。

- 規範的手法 *事業者*が目標及び目的に適合するように実施するために実施すべきセキュリティ措置を、*規制当局*が直接的に指定する方法、又は
- 性能基準に基づく手法 *核セキュリティシステム*を設計し、かつ*核セキュリティシステム*が目標及び目的に適合していることを*規制当局*に実証することを、*規制当局*が*事業者*に要求する方法、又は
- 複合した手法 *規制当局*が、規範的手法及び性能基準に基づく手法の両方の要素を利用する手法。

3つの手法すべての中で、*事業者*の*核セキュリティシステム*は、適用可能なセキュリティレベルの目標及び目的によって定義される必要な結果を達成しなければならない。これは、すべての*核セキュリティシステム*を評価する基準となる。

### 使用及び貯蔵中の*放射性物質*のセキュリティの勧告

4.8. セキュリティ要件は、*不法移転*又は管理の喪失から*放射性物質*を防護するように国によって策定されるべきであり、またセキュリティシステムとセキュリティ管理の両方を取り扱うべきである。*核物質*が*不法移転*及びその後のばら撒きのための潜在的な標的であるという点では、これらの要件もまた適用されるべきである。

4.9. (国によって定義されたしきい値を超える)本質的にセキュリティ上の懸念を示す*放射性物質*は、4.4項及び4.5項で定義されるセキュリティレベルに釣り合ったセキュリティ措置を要求すべきである。各セキュリティレベルについて、国は、以下に記述されることを考慮して等級別なセキュリティ措置を要求すべきである。特別の措置が、可動型及び携帯型の線源について要求されることができる。

## セキュリティシステム

4.10. 規制当局は、適用可能な核セキュリティ体制の目的に適合するセキュリティシステムを実施することを事業者に要求すべきである。システムは、悪意のある行為を抑止し防止するために(以下に記述されるような)検知、遅延及び対応のセキュリティ機能を十分に実施するように設計されるべきである。抑止は測定可能ではないが、適切に堅固なセキュリティシステムが悪意のある行為を抑止することを支援できることは明らかである。等級別手法を実施する際に、セキュリティシステムの目的は、悪意のある行為を防止することからその可能性を低減することまで及ぶことがある。

### 検知

4.11. 検知措置は、放射性物質の不法移転又は妨害破壊行為の目的を有する可能性のある、未遂又は実際の侵入の発見及び評価のために実施されるべきである。検知は、目視による観察、ビデオ監視、電氣的検知器、計量記録、封印及びその他の不正工作を表示する装置のような措置及びプロセス監視システムによって達成される。等級別手法を実施するに際して、検知措置の目的は、すべての無許可立入の即座の検知、評価及び情報連絡から、不正工作の指示器又は定期的な物理的チェックを通じたその後の不法移転の最終的な検知まで及ぶことがある。

### 遅延

4.12. 遅延措置は、一般に、施錠の施された扉、ケージ、固縛装置又は同種のもののような、多重の障壁又はその他の物理的措置によって、放射性物質への不法アクセス又は移転、又は関連施設への妨害破壊行為を行おうとする敵対者の企てを妨害するように実施されるべきである。遅延の基準は、放射性物質を移動しようとする又は関連施設を妨害破壊するために敵対者によって必要とされる、検知後の時間である。等級別手法を実施するに際して、遅延措置の目的は、検知後に悪意のある行為を阻止するために十分な遅延時間を対応職員に与えることから、不法移転後に適時な追跡を許容するための遅延を提供することまで及ぶことがある。

### 対応

4.13. 対応措置は、検知及び評価後に実施されるべきである。事業者は、対応を遂行するために検知と評価の後に法執行職員との連絡のための適切な準備を行なうことを要求されるべきである。等級別手法を実施するに際して、対応措置の目的は、悪意のある行為を阻止するために十分な資源で即時の対応を提供することから、適切な当局が事件を調査することができるように警報の通知を提供することまで及ぶことがある。

4.14. 事業者は、サイト内及びサイト外での対応における協力を含めて、放射性物質を見つけて回収する業務に際して必要に応じて所管当局と協力及び支援すべきである。

## 妨害破壊行為

4.15. 妨害破壊行為に対する防護のレベルは、不法移転に対するそれとは異なるかもしれない。不法移転から放射性物質を防護するために設計される核セキュリティシステムは、一般に、ある程度の放射性物質の防護及び関連施設への妨害破壊行為に対する防護を提供する。規制当局が、特定の放射性物質又は特定の施設に対する妨害破壊行為の特定の脅威に気付いていれば、規制当局は妨害破壊行為に対する防護のレベルを増加させるため追加的又はより厳格なセキュリティ措置を要求するべきである。

## セキュリティ管理

4.16. 事業者は、セキュリティ管理措置、出入管理の対処、個人の信頼性確認、情報の防護、セキュリティ計画の準備、訓練及び資格認定、計量、在庫管理及び事案の報告を実施することを要求されるべきである。要求されるセキュリティ管理措置の厳格さは、等級別手法に基づく適切な基準に応じて、変化すべきである。

### 出入管理

4.17. 事業者は、アクセス権のある個人のみが、放射性物質が存在する区域に入ることを許容される、立入を物理的に管理する措置を提供することを要求されるべきである。付き添いなしの立入は、その業務を遂行するに際して当該立入に確かな必要性のあるアクセス権のある個人に限定されるべきである。その他の個人は、付き添いなしの立入が許可された個人による付き添い又は監視がある場合、あるいは放射性物質のセキュリティのための補完的措置が実施された場合にのみ、この区域への立入が許可されるべきである。

### 個人の信頼性確認

4.18. 所管当局は、放射性物質及び/又はセキュリティ機微情報への許可されたアクセス権を有する者の個人の信頼性(trustworthiness)及び信頼性(reliability)が、国の慣行に従って確認されることを確実にすべきである。等級別手法を実施する際には、個人の信頼性確認措置の目的は、本人であることの確認から、各人の健全性及び信頼性を決定するための信用照会先の確認を含めて、合法的な国の当局による包括的な身元調査まで及ぶことがある。個人の信頼性及び信頼性の決定は、内部脅威者によってもたらされる脅威を緩和する際の重要な措置である。

### 情報の防護

4.19. 事業者は、セキュリティ機微情報へのアクセスを、彼らの業務を遂行するためにその情報を必要とする人々に制限することを要求されるべきである。情報の防護の重要な要素には、次のものが含まれる。: 防護されなければならない情報の同定、当該情報に認可されたアクセス権を有する個人の指定、及びこのアクセス権のない個人への情報開示



から当該情報を防護すること。

#### セキュリティ計画

4.20. 事業者は、セキュリティ計画を策定し、実施し、試験し、定期的にレビューし、必要に応じて改訂し、かつその規定に従うことを要求されるべきである。計画は、放射性物質を防護するために設置された全体的な核セキュリティシステムについて記述するべきであり、増加する脅威レベルに取り組むための措置、核セキュリティ事案への対応及び機微情報の防護を含むべきである。事業者は、それがどのようにセキュリティ要件を満たしているかを規制当局に実証すべきである。セキュリティ計画は、情報の防護に従うべきである。

4.21. セキュリティ計画は、以下のものを含むべきである。

- 放射性物質及びその使用及び貯蔵の環境についての記述
- 取り組むべき特定のセキュリティ上の懸念の記述
- 実施されるセキュリティシステム及びその目的の記述
- セキュリティ措置を操作し維持する事業者職員へ手引きを提供するためのセキュリティ手続き及び保守作業の前後で実施されるセキュリティ手続き
- セキュリティ責任を有する個人の役割及び責任、アクセス許可プロセス、個人の信頼性の決定プロセス、情報の防護プロセス、在庫量及び記録簿、事案の報告、及び(レビューの間隔の最大時間を含む)セキュリティ計画のレビュー及び改訂について規定することを含む管理上の側面
- 手続き上及び管理上のセキュリティ措置が、国によって評価される脅威の増加するレベルに適合するかをどのようにして評価するか。
- 国の慣行と整合した放射性物質の搜索及び回収における関連する所管当局との協力を含む対応活動

#### 訓練及び資格

4.22. 事業者は、セキュリティ責任を有するすべての職員が、彼らの責任を遂行する前及びその後定期的に、適切に訓練され資格があることを確実にすることを要求されるべきである。

#### 計量

4.23. 事業者は、等級別手法と整合して、特に可動型の線源の場合に、放射線源の計量が要求されるようにすべきである。

## 在庫量

4.24. 事業者は、その責任の下にある放射性物質のリストを確立し維持することを要求されるべきである。規制当局によって規定された間隔で、事業者は、放射性物質がその許可された場所に存在することを確認すべきである。在庫量の検認は、検知措置の一部として使用することができる。

## 核セキュリティ事案の報告

4.25. 特に棚卸し期間中の、放射性物質の存在又は量に関するいかなる欠如又は不一致も、速やかに調査されるべきである。事業者は、速やかに、放射性物質の管理の喪失の決定に関して規制当局及びその他の関連する所管当局(例えば、法執行機関)に報告することを要求されるべきである。

## 輸送中の放射性物質のセキュリティ勧告

4.26. 輸送中の放射性物質に対するセキュリティ要件は、管理の喪失、又は悪意のある行為の可能性を最小化するために国によって策定されるべきである。不法移転及びその後のばら撒きの可能性のある標的であるという点で、核物質に対してもまたこれらの要件が適用されるべきである。

4.27. 適切な輸送セキュリティシステムの設計は、放射性物質の潜在的な脆弱性を考慮に入れて、悪意のある行為を防止する目的を達成するために、深層防護の概念を組み入れるとともに等級別手法を使用すべきである。

4.28. 輸送中の放射性物質のセキュリティは、本文書中の勧告に加えて、危険物の輸送についてのセキュリティ要件を含み、多くの国及び国際的な輸送モード組織によって実施されている、危険物の輸送のための国連勧告：モデル規則を考慮に入れるべきである。

4.29. 航空輸送について、セキュリティ措置は、国際民間航空条約の適用されるセキュリティ規定及び国際民間航空機関の航空機による危険物の安全輸送に関する技術手引きに従って実施されるべきである。海上輸送について、セキュリティ措置は、船舶及び港湾施設の国際セキュリティ規則及び海上における人命の安全のための国際条約(改訂 SOLAS 74)によって要求される国際海上危険物規則の適用可能なセキュリティ規定に従って実施されるべきである。

4.30. 輸送セキュリティシステムは、以下を考慮に入れて設計されるべきである。

- 放射性物質の量及び物理的／化学的形態
- 輸送モード
- 使用される輸送物

4.31. セキュリティ措置は、*放射性物質*の区分に基づくとともに、輸送についてのセキュリティレベル(例えば、基本的及び強化された)に体系化されるべきである。セキュリティレベルは、物質への*脅威*の評価及び受容できない影響を引き起こす可能性の評価に基づいて、*等級別手法*を用いて規定されるべきである。輸送セキュリティのための*等級別手法*は、少なくとも運搬される*放射性物質*の性質及び量に基づくべきである。

- 極めて低い潜在的な放射線影響を引き起こす物質については、慣行による慎重な管理のみとされるべきである。
- 潜在的な放射線影響が限定的な物質については、基礎的なセキュリティ措置に従うべきである。
- より高い潜在的な放射線影響を引き起こす物質については、強化されたセキュリティ措置に従うべきである。

4.32. 効果的な輸送セキュリティの達成は、輸送スケジュール、通過中のセキュリティを含む経路指定、及び情報セキュリティを考慮することを含むべきである。

4.33. セキュリティ措置の基本的レベルは、*放射性物質*の輸送に従事する*荷送人*、*運搬人*、*荷受人*及びその他の者が、輸送手段又はその積荷に影響を及ぼす*悪意のある行為*を阻止し、検知し、遅延し、かつ対応するために、等級別のセキュリティシステム、あるいは、その他の準備を実施することを要求することを含むべきである。これらの準備は、常時、運用可能かつ実効的であるべきである。これは、以下によって達成することができる。

- *放射性物質*が、(倉庫及び操車場のような)通過中のサイトで一時的に保管される場合には、使用及び貯蔵中に適用される措置と整合性のある適切なセキュリティ措置が*放射性物質*に適用されるべきである。
- *放射性物質*の輸送に従事する個人は、セキュリティ意識の要素についての訓練を含む訓練を受けるべきである。
- セキュリティ措置は、発送に先立って適用され、確認され、輸送中に実効性を維持すべきである。
- 輸送中の*核セキュリティ事案*にどのように対応するかを含めて、要求されるセキュリティ措置についての情報は、乗務員に書面で提供されるべきである。
- *放射性物質*の輸送に従事する者の個人の信頼性は、彼らのセキュリティ責任に釣り合うように及び国の慣行に従って確立されるべきである。
- セキュリティに関連する情報は、*放射性物質*の輸送に従事する*荷送人*及び*運搬人*に伝達されるべきである。
- 荷受人は、計画された運搬の前に、輸送モード及び引渡予定日を*荷送人*によって通知されるべきであり、また引渡予定日の枠内での受取又は非受取について*荷送人*に通知すべきである。

- 放射性物質を収納する輸送物及び/又は輸送手段の移動は、適切に監視されるべきである。
- 通信連絡が、対応を確実にするため、又は乗務員への支援を提供するために利用可能であるべきである。
- 輸送物及び/又は輸送手段は、絶対的に必要以上の長時間に渡って、放置されるべきではない。

4.34. 強化されたセキュリティ措置は、放射性物質の輸送に従事する荷送人、運搬人、荷受人及びその他の者が、輸送セキュリティ計画の規定を、策定し、適用し、実施し、必要に応じて定期的にレビューすべきであり、輸送セキュリティ計画の規定に従うべきとの要求を含めるべきである。輸送セキュリティ計画に対する責任及び所有権が明確に規定されるべきである。この計画は、輸送中の放射性物質を防護するために設置される全体的な核セキュリティシステムについて記述すべきであり、増大する脅威レベル、核セキュリティ事案への対応及び機微情報の防護に取り組むための措置を含むべきである。

4.35. ある状況では、上記の措置に追加されるセキュリティ措置が、広く存在する脅威の評価又は輸送される物質の不正利用価値に従って考慮されるべきである。その場合、恐らく、ある区分又は多量の放射性物質、又は特に機微な輸送に対してのみ関連して、追加のセキュリティ措置が適用されるべきである。

4.36. 悪意のある行為、特に妨害破壊行為を防護するセキュリティ措置を確立する際には、輸送物、コンテナ及び輸送手段の設計の安全上の特徴が、考慮に入れられるべきである。

4.37. 現在の又は可能性のある脅威が妨害破壊行為に対して追加のセキュリティ措置を正当化する場合、以下のことを考慮すべきである。

- 運搬の延期
- 脅威の高い区域を回避するための運搬経路の変更
- 輸送容器又は車両の堅牢性の強化
- 現在の環境を監視するための輸送経路の監視強化
- (追加の)同伴者又は警備員の提供

4.38. 国際輸送について、荷送人及び/又は運搬人は、セキュリティ要件の国毎のいかなる相違点も適用されることを事前に確実にすべきであるとともに、セキュリティに対する責任が移転される地点を決定すべきである。

## 定義

本文書中で使用される用語は以下に定義され、本文中でイタリック体とされる。

**関連活動(associated activity).** 核物質又はその他の放射性物質の所有、製造、処理、使用、貯蔵、取扱、廃棄又は輸送。

**関連施設(associated facility).** 原子力施設又は放射性物質施設。

**許認可(authorization).** 関連施設の運転のため又は関連活動を実施するための許認可書の所管当局による付与。

**許認可を受けた者(authorized person).** 許認可証を与えられた自然人又は法人。*許認可を受けた者*はしばしば「許認可証保持者」又は「事業者」と呼ばれる。

**所管当局(competent authority).** 国によって1つ以上の核セキュリティ機能を実施するように指定された政府組織又は機関。例えば、*所管当局*は、*規制当局*、*法執行機関*、*税関*及び*国境警備隊*、*諜報機関*及び*警備機関*及び*保健機関*を含むことがある。

**深層防護(defence in depth).** 核セキュリティが危険にさらされる前に乗り越えるか回避しなければならないシステム及び措置の多層の組合せ。

**等級別手法(graded approach).** 悪意のある行為の潜在的影響に比例した核セキュリティ措置の適用。

**内部脅威者(insider).** 悪意のある行為を犯すか又は犯そうとする、*関連施設*又は*関連活動*への、又は機微情報又は機微情報資産への許可されたアクセス権を有する個人。

**悪意のある行為(malicious act).** *放射性物質*の*不法移転*又は*妨害破壊*の行為又は企て。

**核物質(nuclear material).** IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.13「*核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)*」[1]の第4章中の脚注に記載される物質を含めて、*核物質*の区分に関する表中に記載される物質。

**核セキュリティ文化(nuclear security culture).** 核セキュリティを支援、強化及び維持するための手段としての役割を果たす個人、組織及び機関の特質、姿勢及び振る舞いの集合体。

**核セキュリティ事案(nuclear security event).** 核セキュリティに影響を及ぼすとして評価される事案。

**核セキュリティ体制(nuclear security regime).** 以下のものを含む体制。:

- 核物質、その他の放射性物質、関連施設及び関連活動の核セキュリティを管理する立法上及び規制上の枠組み、及び管理上のシステム及び措置。
- 立法上及び規制上の枠組みの実施及び核セキュリティの管理上のシステムを確実にするための国の責任のもとにある機関及び組織
- 核セキュリティ事案の防止、検知及び対応のための核セキュリティシステム及び核セキュリティ措置。

**核セキュリティ措置(nuclear security measures).** 脅威が悪意のある行為を完了することを防止する又は核セキュリティ事案の検知と対応を意図する措置。

**核セキュリティシステム(nuclear security system).** 一連の統合された核セキュリティ措置。

**事業者(operator).** 関連施設の運転を行うことを許可又は認可された全ての人、組織又は政府機関。

**その他の放射性物質(other radioactive material).** 核物質でないすべての放射性物質。

**放射性物質(radioactive material).** 放射性物質は、国内の法律、規則、又は規制当局によって、その放射能のために規制上の管理に従うものとして指定されるすべての物質である。

**放射線源(radioactive source).** カプセル中に又はしっかりと固着されて、固体状で恒久的に密閉され、規制上の管理から免除されない放射性物質。さらに、放射線源が漏洩又は破損した場合に放出されるすべての放射性物質を意味するが、処分のためにカプセルに入れられた物質、又は研究炉及び動力炉の核燃料サイクル中の核物質を意味しない。

**規制当局(regulatory body).** 許認可書の発行を含む規制プロセスを遂行するための法的権限を有する国の政府によって指定される1つ以上の当局。

**規制上の管理(regulatory control).** 安全、セキュリティ又は保障措置に関係する立法上及び規制上の規定によって要求され、すべての所管当局によって核物質又はその他の放射性物質、関連施設又は関連活動に適用される、制度上の管理のすべての形態。説明: 「規制上の管理を外れた」の用語は、核物質又はその他の放射性物質が、規制上の管理下にあるべき十分な量が現にあるものの、何らかの理由で管理が不在であるか、又はそれらがもはや存在しないかのいずれかの理由で、管理が不在の状況を記述するために使用される。

**妨害破壊行為(sabotage).** 関連施設又は関連活動に対して行われる故意の行為であって、

放射線被ばく又は放射性物質<sup>4</sup>のばら撒きによって職員や公衆の健康と安全又は環境に直接的又は間接的に危害を及ぼす恐れのあるもの。

**荷送人(shipper).** 輸送のために放射性物質の運搬物を準備又は提供するすべての者、組織又は政府(つまり、荷送人(consignor))。

**脅威(threat).** 悪意のある行為を犯そうとする動機、意図及び能力を有する者又はグループ。

**脅威評価(threat assessment).** 利用可能な諜報機関、法執行機関及び公開情報に基づくこれらの脅威の動機、意図及び能力について記述した脅威の評価。

**受容できない放射線影響(unacceptable radiological consequences).** それ以上で、核セキュリティ措置の実施が正当化される、国によって決められた放射線影響のレベル。

**不法移転 (unauthorized removal).** 放射性物質の盗取又はその他の不法な持ち出し。

---

<sup>4</sup> 放射性物質(Radioactive Substance)及び放射性物質(Radioactive Material)は、同じ意味を有する。

## 参考文献※

- [1] 国際原子力機関、核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告 (INFCIRC/225/Rev.5)、IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.13、IAEA、ウィーン(2011年)
- [2] 国際原子力機関、規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する勧告、IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.15、IAEA、ウィーン(2011年)
- [3] 国際原子力機関、核セキュリティの国際法的枠組み、IAEA 国際法シリーズ No.4、IAEA、ウィーン (2011年)
- [4] 核によるテロリズム行為の防止に関する国際条約、国連総会、A/59/766、2005年8月13日、国連、ニューヨーク(2005年)
- [5] 放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範、IAEA/CODEOC/2004、IAEA、ウィーン(2004年)
- [6] 放射線源の輸出入に関する手引き、IAEA/CODEOC/IMP-EXP/2005、IAEA、ウィーン(2005年)
- [7] 国際原子力機関、放射性物質の安全輸送規則、IAEA 安全基準シリーズ No. TS-R-1、IAEA、ウィーン(2009年)

※原文は全て英文



## IAEA 文書の注文可能な場所

次の国々では、IAEA 文書は、以下に掲載される情報源から、又は主要な地方の書店から購入されることができる。支払いは、現地通貨又はユネスコ・クーポンでなされることができる。

### オーストラリア

DA information Services, 648 Whitehorse Road, MITCHAM 3132  
 Telephone: +61 3 9210 7777 \*Fax: +61 3 9210 7788  
 Email: [service@dadirect.com.au](mailto:service@dadirect.com.au) \*Web site: <http://www.dadirect.com.au>

### ベルギー

Jean de Lannoy, avenue du Roi 202, B-1190 Brussels  
 Telephone: +32 2 538 43 08 \*Fax: +32 2 538 08 41  
 Email: [jean.de.lannoy@infoboard.be](mailto:jean.de.lannoy@infoboard.be) \*Web site: <http://www.jean-de-lannoy.be>

### カナダ

Barnan Associates, 4501 Forbes Blvd, Suite 200, Lanham, MD 20706-4346, USA  
 Telephone: 1-800-865-3457 \*Fax: 1-800-865-3450  
 Email: [customercare@bernan.com](mailto:customercare@bernan.com) \*Web site: <http://www.bernan.com>

Renouf Publishing Company Ltd., 1-5369 Canotek Rd., Ottawa, Ontario, K1J9J3  
 Telephone: +613 745 2665 \*Fax: +613 745 7660  
 Email: [order.dept@renoufbooks.com](mailto:order.dept@renoufbooks.com) \*Web site: <http://www.renoufbooks.com>

### 中国

IAEA Publications in Chinese: China Nuclear Energy Industry Corporation, Translation Section, P.O. Box 2103, Beijing

### チェコ共和国

Suweco CZ, S.R.O., Klecakova 347, 180 21 Praha 9  
 Telephone: +420 26603 5364 \*Fax: +420 28482 1646  
 Email: [nakup@suweco.cz](mailto:nakup@suweco.cz) \*Web site: <http://www.suweco.cz>

### フィンランド

Akateeminen Kirjakauppa, PO BOX 128 (Keskuskatu 1), FIN-00101 Helsinki  
 Telephone: +358 9 121 41 \*Fax: +358 9 121 4450  
 Email: [akatilaus@akateeminen.com](mailto:akatilaus@akateeminen.com) \*Web site: <http://www.akateeminen.com>

### フランス

Form-Edit, 5, rue Janssen, P.O. Box 25, F-75921 Paris Cedex 19  
 Telephone: +33 1 42 01 49 49 \*Fax: +33 1 42 01 90 90  
 Email: [formedit@formedit.fr](mailto:formedit@formedit.fr) \*Web site: <http://www.formedit.fr>

Lavoisier SAS, 145 rue de Provigny, 94236 Cachan Cedex  
 Telephone: +33 1 47 40 67 02 \*Fax: +33 1 47 40 67 02  
 Email: [romuald.verrier@lavoisier.fr](mailto:romuald.verrier@lavoisier.fr) \*Web site: <http://www.lavoisier.fr>

## ドイツ

UNO-Veelag, Vertriebs- und Verlags GmbH, Am Hofgarten 10, D-53113 Bonn  
Telephone: + 49 228 94 90 20 \*Fax: +49 228 94 90 20 or +49 228 94 90 222  
Email: [bestellung@uno-verlag.de](mailto:bestellung@uno-verlag.de) \*Web site: <http://www.uno-verlag.de>

## ハンガリー

Librotrade Ltd., Book Import, P.O. Box 126, H-1656 Budapest  
Telephone; +36 1 257 7777 \*Fax: +36 1 257 7472 \*Email: [books@librotrade.hu](mailto:books@librotrade.hu)

## インド

Allied Publishers Group, 1st Floor, Dubash House, 15, J. N. Heredia Marg, Ballard Estate, Mumbai 400 001,  
Telephone: +91 22 22617926/27 \*Fax: +91 22 22617928  
Email: [alliedpl@vsnl.com](mailto:alliedpl@vsnl.com) \*Web site: <http://www.alliedpublishere.com>

Bookwell, 2/72, Nirankari Colony, Delhi 110009  
Telephone: +91 11 23268786, +91 11 23257264 \*Fax: +91 11 23281315  
Email: [bookwell@vsnl.net](mailto:bookwell@vsnl.net)

## イタリア

Libreria Scientifica Dott. Lucio di Biasio "AEIOU", Via Coronelli 6, I-20146 Milan  
Telephone: +39 02 48 95 45 52 or 48 95 45 62 \*Fax: +39 02 48 95 45 48  
Email; [info@libreriaaeiou.eu](mailto:info@libreriaaeiou.eu) \*Website: [www.libreriaaeiou.eu](http://www.libreriaaeiou.eu)

## 日本

Maruzen Company, Ltd., 13-6 Nihonbash, 3 chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0027  
Telephone: +81 3 3275 8582 \*Fax: +81 3 3275 9072  
Email: [journal@maruzen.co.jp](mailto:journal@maruzen.co.jp) \*Web site: <http://www.maruzen.co.jp>

## 大韓民国

KINS Inc., Information Business Dept. Samho Bldg. 2nd Floor, 275-1 Yang Jae-dong SeoCho-G, Seoul 137-130  
Telephone; +02 589 1740 \*Fax: +02 589 1746 \*Web site <http://www.kins.re.kr>

## オランダ

De Lindeboom Internationale Publicaties B.V., M.A. de Ruyterstraat 20A, NL-7482 BZ Haaksbergen  
Telephone: +31 (0) 53 5740004 \*Fax: +31 (0) 53 5729296  
Email: [books@delindeboom.com](mailto:books@delindeboom.com) \*Web site: <http://www.delindeboom.com>

Martinus Nijhoff International, Koraalrood 50, P.O. Box 1853, 2700 CZ Zoetermeer  
Telephone: +31 793 684 400 \*Fax: +31 793 615 698  
Email: [info@nijhoff.nl](mailto:info@nijhoff.nl) \*Web site: <http://www.nijhoff.nl>

Swets and Zeitlinger b.v., P.O. Box 830, 2160 SZ Lisse  
Telephone: +31 252 435 111 \*Fax: +31 252 415 888  
Email: [info@swets.nl](mailto:info@swets.nl) \*Web site: <http://www.swets.nl>

## ニュージーランド

DA Information Services, 648 Whitehorse Road, MITCHAM 3132, Australia  
Telephone: +61 3 9210 7777 \*Fax: +61 3 9210 7788

Email: [service@dadirect.com.au](mailto:service@dadirect.com.au) \*Web site: <http://www.dadirect.com.au>

#### スロベニア

Cankarjeva Založba d.d., Kopitarjeva 2, SI-1512 Ljubljana  
Telephone: +386 1 432 31 44 \*Fax +386 1 230 14 35  
Email: [import.books@cankarjeva-z.si](mailto:import.books@cankarjeva-z.si) \*Web site: <http://www.cankarjeva-z.si/uvoz>

#### スペイン

Diaz de Santos, S.A, c/ Juan Bravo, 3A, E-28006 Madrid  
Telephone: +34 91 781 94 80 \*Fax +34 91 575 55 63  
Email: [compras@diazdesantos.es](mailto:compras@diazdesantos.es), [carmela@diazdesantos.es](mailto:carmela@diazdesantos.es), [barcelona@diazdesantos.es](mailto:barcelona@diazdesantos.es),  
[julio@diazdesantos.es](mailto:julio@diazdesantos.es) \*Web site: <http://www.diazdesantos.es>

#### 英国

The Stationary Office Ltd, International Sales Agency, PO Box 29, Norwich, NR3 1 GN  
Telephone (orders): +44 870 600 5552 \*(enquiries): +44 207 873 8372 \*Fax: +44 207 873 8203  
Email (orders): [book.orders@tso.co.uk](mailto:book.orders@tso.co.uk) \*(enquiries): [book.enquiries@tso.co.uk](mailto:book.enquiries@tso.co.uk) \*Web site:  
<http://www.tso.co.uk>

#### On-line orders

DELTA Int. Book Wholesalers Ltd., 39 Alexandra Road. Addlestone, Surrey, KT15 2PQ  
Email: [info@profbooks.com](mailto:info@profbooks.com) \*Web site: <http://www.profbooks.com>

#### Books on the Environment

Earthprint Ltd., P.O.Box119, Stevenage SG1 4TP  
Telephone: +44 1438748111 \*Fax: +44 1438748844  
Email: [orders@earthprint.com](mailto:orders@earthprint.com) \*Web site: <http://www.earthprint.com>

#### 国連

Dept. I004, Room DC2-0853. First Avenue at 46th Street, New York, N.Y. 10017, USA  
(UN) Telephone: +800 253-9646 or +212 963-8302 \*Fax: +212 963-3489  
Email: [publications@un.org](mailto:publications@un.org) \*Web site: <http://www.un.org>

#### アメリカ合衆国

BernanAssociates, 4501 Forbes Blvd., Suite 200, Lanham, MD 20706-4346  
Telephone: 1-800-865-3457 \*Fax: 1-800-865-3450  
Email: [customercare@bernan.com](mailto:customercare@bernan.com) \*Web site: <http://www.bernan.com>

Renouf Publishing Company Ltd., 812 Proctor Ave., Ogdensburg, NY, 13669  
Telephone: +888 551 7470 (toll-free) \*Fax: +888 568 8546 (toll-free)  
Email: [order.dept@renoufbooks.com](mailto:order.dept@renoufbooks.com) \*Web site: <http://www.renoufbooks.com>

注文と資料の請求についても、次のものに直接取り扱われることができる。

Marketing and Sales Unit, International Atomic Energy Agency  
Vienna Interactional Centre, PO Box 100, 1400 Vienna, Austria  
Telephone: +43 1 2600 22529 (or 22530) \*Fax: +43 1 2600 29302  
Email: [sales.publications@iaea.org](mailto:sales.publications@iaea.org) \*Web site: <http://www.iaea.org/books>

関連する文書※

規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告

**IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.15**

STI/PUB/1488(42pp.;2011)

値段: €23.00

核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告

**IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.13**

STI/PUB/1481(62pp.;2011)

値段: €28.00

核セキュリティの国際法上の枠組み

**IAEA 国際法シリーズ No.4**

STI/PUB/1486(30pp.;2011)

値段: €26.00

放射性物質の安全輸送規則、2009年版

**IAEA 安全基準シリーズ No.TS-R-1**

STI/PUB/1384(159pp.;2009)

値段: €54.00

核的又は放射線学的緊急時の準備及び対応

**IAEA 安全基準シリーズ No.GS-R-2**

STI/PUB/1133(72pp.;2002)

値段: €20.00

核的、放射線学的、放射性廃棄物及び輸送安全のための法的及び行政的な構造基盤

**IAEA 安全基準シリーズ No.GS-R-1**

STI/PUB/1093(30pp.;2000)

値段: €11.50

電離放射線に対する防護及び放射線源の安全のための国際基本安全基準

**IAEA 安全シリーズ No.115**

STI/PUB/996(353pp.;1996)

値段: €78.50

[www.iaea.org/books](http://www.iaea.org/books)

※ 原文は全て英文

本文書は、*放射性物質、関連施設及び関連活動*に対する核セキュリティ体制を策定又は強化し、実施及び維持する方法に関して国及び所管当局に手引きを提供する。これは、当該物質が関与する悪意のある行為の可能性を低減させるために、*放射性物質、関連施設及び関連活動*のセキュリティに取り組むための立法上及び規制上の枠組みを実施する国の能力の確立又は改善を通じて達成することができる。

国際原子力機関  
ウィーン  
ISSN 1816-9317

